

県立病院の役割

1 高度・専門・不採算医療の実施

- 各県立病院では、一般会計から適切な繰入を行った上で、全県を対象とした高度専門医療を提供するとともに、結核・小児・精神等の政策医療・不採算となる医療を実施している。

(1) 循環器・呼吸器病センター

- 循環器・呼吸器病センターでは循環器系及び呼吸器系疾患の高度専門医療の提供を行っている
- 平成28年度に新設した新館棟では感染症病床21床と県北医療圏初となる緩和ケア病床24床を設置している。
- 加えて、埼玉県急性期脳梗塞治療ネットワークの連携病院として参加するなど、専門領域での救急患者の積極的な受け入れを行っている。
- さらに、結核指定医療機関として結核患者に対する医療も提供している。

(2) がんセンター

- 埼玉県の都道府県がん診療連携拠点病院に指定されている、中核的ながん専門医療機関である。
- がん医療技術の発展に伴って、さらなる高度医療の提供に取り組み、本年度、がんゲノム医療連携病院に指定されている（県内4病院）

(3) 小児医療センター

- 新生児に対する高度医療をはじめ、一般の医療機関では対応困難な小児の疾患の診療を行う、小児専門医療機関である。
- 新病院移転後に隣接するさいたま赤十字病院と連携し、県内2か所目となる総合周産期母子医療センターの指定を受けている。
- また、全国で14か所だけである、小児救命救急センターの指定や、全国で15か所しかない小児がん拠点病院の指定を受けるなど、周産期医療のみならず、幅広く高度な小児専門医療を提供している。

(4) 精神医療センター

- 県内全域を対象として、精神科救急、依存症、児童思春期、医療観察法対象者、民間医療機関で対応困難な患者等に高度専門医療を提供している。
- 埼玉県精神科救急体制整備事業常時対応施設、医療観察法指定入院医療機関・指定通院医療機関、埼玉県依存症専門医療機関・治療拠点機関、第二種感染症指定医療機関（結核等）等の指定を受けている。

2 地域医療機関との連携

- 県立病院は全県一区の高度・専門・不採算医療を担う医療機関としての役割だけでなく、地域の中核的医療機関としての役割も持つ。
- 各県立病院の入院・外来の患者割合を医療圏別にみると、いずれの病院も立地する医療圏の患者が最も多い。
- 患者割合の多い上位3番目までの医療圏はいずれも隣接する医療圏であり、上位3番目までの医療圏からは、循環器・呼吸器病センターとがんセンターでは約8割、小児医療センターと精神医療センターでは約6割来院している。
- また、循環器・呼吸器病センターと小児医療センターは県から地域医療支援病院の指定を受けている。
- 地域での医療機能の分化・連携が進む中、地域の中核医療機関として地域医療機関との連携を十分に図る必要がある。

3 埼玉県立病院経営改善アクションプランでの県立病院のミッション

- 埼玉県病院局では、平成30年3月に平成30～32年度を計画期間とする「埼玉県立病院経営改善アクションプラン【平成30年度～平成32年度】」を策定した。
- アクションプランでは、県立病院の役割を使命（ミッション）として改めて策定した。
- その中で、県立病院の使命を「高度・専門・特殊医療の持続的提供と地域医療への貢献による県民の希望・安心の確保」としている。